

■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する申請手数料(長崎市)

□認定手数料は、建築物の区分別で、以下のとおりです。

R7.4.1→R8.4.1

1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法第53条関係)

①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	4600→4,720	17200→17,450	24900→25,490	33800→34,200

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」

認定住宅の戸数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)	4600→4,720	17200→17,450	24900→25,560	33800→34,270
共同住宅等他	1戸超 5戸以下	9300→9,410	32500→32,800	49900→50,950
	5戸超 10戸以下	15900→16,110	47100→47,670	70200→71,720
	10戸超 25戸以下	26500→26,830	67600→68,310	100400→102,540
	25戸超 50戸以下	44400→44,920	102100→103,210	146300→149,440
	50戸超 100戸以下	79600→80,430	154500→156,140	213900→218,450
	100戸超 200戸以下	126000→127,330	220200→222,410	295300→301,530
	200戸超 300戸以下	159100→160,830	284500→287,400	385200→393,320
	300戸超	169800→171,550	323600→327,060	446800→456,370

B「共用部分の面積に応じた金額」

共用部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+9,300→9,410	A「戸数に応じた金額」+108,100→109,240
300m ² 超 2,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+26,500→26,830	A「戸数に応じた金額」+178,400→180,200
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+79,600→80,430	A「戸数に応じた金額」+277,900→280,700
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+126,000→127,330	A「戸数に応じた金額」+356,800→360,560
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+159,100→160,830	A「戸数に応じた金額」+426,400→430,840
25,000m ² 超	A「戸数に応じた金額」+198,900→201,030	A「戸数に応じた金額」+496,700→501,800

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注3)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注3) 非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、①の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分のみの場合

非住宅部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
300m ² 以内	9300→9,410	238700→241,230 (108100→109,240)
300m ² 超 2,000m ² 以内	26500→26,830	380700→384,610 (178400→180,200)
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	79600→80,430	541800→547,420 (277900→280,700)
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	126000→127,330	664500→671,370 (356800→360,560)
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	159100→160,830	783200→791,300 (426400→430,840)
25,000m ² 超	198900→201,030	893900→903,190 (496700→501,800)

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

2. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(法55条関係)

①一戸で建住宅の場合(注1)

認定住宅の変更を行う件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	2300→2,380	8600→8,740	12400→12,760	16900→17,120

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

A「戸数に応じた金額」

認定住宅の変更を行う戸数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1戸 (戸建住宅、共同住宅等他)	2300→2,360	8600→8,720	12400→12,780	16900→17,130
共同住宅等の戸数	1戸超 5戸以下	4600→4,700	16200→16,400	24900→25,470
	5戸超 10戸以下	7900→8,050	23500→23,830	35100→35,860
	10戸超 25戸以下	13200→13,410	33800→34,150	50200→51,270
	25戸超 50戸以下	22200→22,460	51000→51,600	73100→74,720
	50戸超 100戸以下	39800→40,210	77200→78,070	106900→109,220
	100戸超 200戸以下	63000→63,660	110100→111,200	147600→150,760
	200戸超 300戸以下	79500→80,410	142200→143,700	192600→196,660
	300戸超	84900→85,770	161800→163,530	223400→228,180

B「共用部分の面積に応じた金額」(注4)

変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)による区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300m ² 以内	A「戸数に応じた金額」 +9,300→9,410	A「戸数に応じた金額」+108,100→109,240
300m ² 超 2,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」 +26,500→26,830	A「戸数に応じた金額」+178,400→180,200
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」 +79,600→80,430	A「戸数に応じた金額」+277,900→280,700
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+126,000→127,330	A「戸数に応じた金額」+356,800→360,560
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	A「戸数に応じた金額」+159,100→160,830	A「戸数に応じた金額」+426,400→430,840
25,000m ² 超	A「戸数に応じた金額」+198,900→201,030	A「戸数に応じた金額」+496,700→501,800

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注3)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注3)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、①の場合を適用する

④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分の場合

非住宅建部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【()は工場等(※3)の場合】
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)の合計		
300m ² 以内	9300→9,410	238700→241,230 (108100→109,240)
300m ² 超 2,000m ² 以内	26500→26,830	380700→384,610 (178400→180,200)
2,000m ² 超 5,000m ² 以内	79600→80,430	541800→547,420 (277900→280,700)
5,000m ² 超 10,000m ² 以内	126000→127,330	664500→671,370 (356800→360,560)
10,000m ² 超 25,000m ² 以内	159100→160,830	783200→791,300 (426400→430,840)
25,000m ² 超	198900→201,030	893900→903,190 (496700→501,800)

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

3. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料
(建築確認審査の申出がある場合)(法第54条第2項関係)

上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】を加算する。